

婚外子差別の撤廃を求める！ 4・28集会

元
最高裁
判事

元最高裁判事の泉徳治さんは、2013年相続差別違憲決定が出される前の、最高裁小法廷による相続差別の合憲判決において、2度の「相続差別は憲法違反」の少数意見を書かれた方です。このような少数意見の積み重ねが、2013年の違憲決定に結び付きました。

その泉徳治元判事に、2013年9月の相続差別最高裁違憲決定、同じ9月に出了された最高裁による出生届合憲判決、そして同氏強制の正当化のために「親子」から婚外子を排除し「嫡出子」を絶対化した2015年の最高裁夫婦同氏合憲判決これら三つの最高裁判決について、婚外子差別は違憲の視点からお話をさせていただきます！

子どもを嫡出子かどうかで区別し法制度で差別することはやめよう！と声を上げていきましょう！

今年こそ、その端緒が切り開かれんことを願いつつ、集会終了後にはデモを行います！

日時：**4月28日**（土曜日）
午後1時30分～4時30分（開場1:15）

会場：**東京ウイメンズプラザ**
視聴覚室

（JR等渋谷駅宮益坂口から徒歩12分、地下鉄表参道駅B2出口より徒歩7分 青山学院大学・国連大学そば）

■資料代：500円

交流会発足
30年！

主催：なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合せ先：kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 tel/fax: 0422-90-3698（留守電話対応）

「**相続**」「**出生届**」「**嫡出概念**」
婚外子にかかわる三つの最高裁判決

泉徳治さんに聞いてみよう！

泉 徳治さん（元最高裁判事）

◆プロフィール

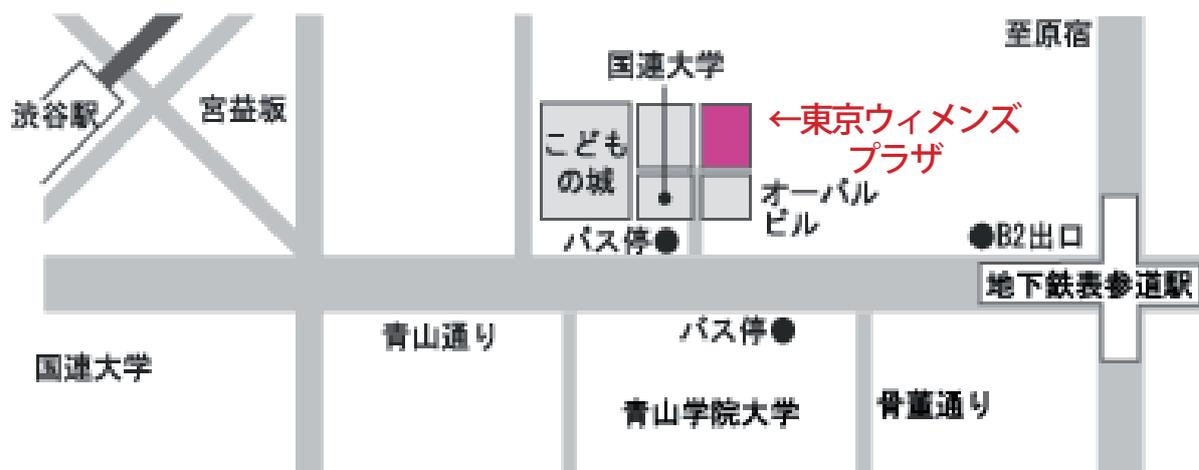
- 1963年 東京地方裁判所判事補
- 1966年 最高裁判所総務局付
- 1970年 ハーバード・ロー・スクール卒業同年最高裁判所人事局付
- 1975年 最高裁判所人事局任用課長兼調査課長
- 1979年 東京地方裁判所判事
- 1983年 最高裁判所調査官
- 1990年 最高裁判所人事局長
- 1996年 最高裁判所事務総長
- 2000年 東京高等裁判所長官
- 2002年～2009年 最高裁判所判事（第一小法廷）
 - ※2003年、2004年の相続差別合憲判決の中で、相続差別規定は憲法違反との少数意見を書く。2008年6月4日婚外子国籍訴訟最高裁大法廷違憲判決で補足意見を書く
- 2009年2月 東京弁護士会登録、
- 2009年3月～ TMI 総合法律事務所顧問弁護士
 - ※都議会議員選挙・定数は正訴訟を原告として闘う。

◆著書

- 「私の最高裁判所論—憲法の求める司法の役割」日本評論社 ※韓国語訳も公刊
- 「一步前へ出る司法—泉徳治元最高裁判事に聞く」日本評論社

- ◆2012年春の当会主催「なくそう婚外子差別！相続差別の撤廃を求めて」集会の講演に続き、今回は三つの婚外子差別最高裁判決に関する講演をお願いしました。

東京ウィメンズプラザ 案内図



住所：東京都渋谷区神宮前 5-53-67

アクセス：表参道駅 B2 出口より徒歩7分。渋谷駅より徒歩12分。

国連大学・オーバルビルの間に入り 50m ほど歩く

青山通り（国連246号線）オーバルビルの前にある看板が目印